

令和7年第3回（6月）定例会

令和7年6月19日（木）午前9時00分から和木町役場議事堂において、第3回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明 本 光 弘	
3 番	津 島 宏 保	
5 番	嘉 屋 富 公	
6 番	上 田 丈 二	
7 番	中 村 充 子	
8 番	灰 岡 裕 美	
9 番	小 林 秀 嘉	
10 番	森 脇 明 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	松 井 敏 浩	
税 務 課 長	池 田 剛	
住民サービス課長	上 村 克 司	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	渡 邊 真 奈 美	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	鳥 枝 靖	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 尾 恵
書 記	中 島 芽 生 子

令和7年第3回（6月）定例会

開 議	会 長	9時00分 おはようございます。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。
議	長	日程第1 議案第22号 令和7年度和木町一般会計 補正予算（第2号） これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、 採決に入ります。
議	長	議案第22号 令和7年度和木町一般会計補正予算（第2 号）について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第22号は原案のとおり可決されまし た。
議	長	日程第2 議案第23号 令和7年度和木町国民健康 保険特別会計補正予算（第1号） これを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、

採決に入ります。

議 長 議案第23号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計
補正予算（第1号）について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第24号 令和7年度和木町公共下水道
事業会計補正予算（第1号）
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、
採決に入ります。

議 長 議案第24号 令和7年度和木町公共下水道事業会計
補正予算（第1号）について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第25号 和木町簡易水道条例の一部を

改正する条例

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第25号 和木町簡易水道条例の一部を改正する条例について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第26号 和木町下水道条例の一部を改正する条例

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第26号 和木町下水道条例の一部を改正する条例について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第6 議案第27号 和木町道路線の廃止についてこれを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議	長	議案第27号 和木町道路線の廃止について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第7 議案第28号 和木町道路線の認定についてこれを議題とします。 本案に対する討論を許します。討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

令和7年第3回（6月）定例会

議	長	議案第28号 和木町道路線の認定について、 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第8 議案第29号 和木町議会議員及び和木町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例 これを議題とします。執行の説明を求めます。 松井企画総務課長。
松井企画 総務課長		議案第29号 和木町議会議員及び和木町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本議案は、公職選挙法施行令の一部が改正されたこととともない、条例の改正を行うものでございます。 改正の概要でございますが、昨今における物価上昇等を踏まえ、選挙運動用ビラ及びポスター作成に要する経費の限度額を引き上げるものでございます。 それでは、新旧対照表でご説明いたします。1ページ目、第8条では選挙運動用ビラ作成単価の限度額7円73銭を8円38銭に、2ページ目に移りまして第11条では、選挙運動用ポスター作成の限度額130,000円を143,000円に改めるものでございます。 なお、この改正は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以降その期日を告示される選挙について適用するものといたします。 以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

議	長	議案第29号について、質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声）
議	長	討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、 採決に入ります。
議	長	議案第29号 和木町議会議員及び和木町長の選挙に おける選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例 について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 全員挙手。
議	長	したがって、議案第29号は原案のとおり可決されまし た。
議	長	日程第9 議員派遣について これを議題とします。
議	長	おはかりします。 議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣 することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 （「なし」の声）

令和7年第3回（6月）定例会

議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。
議	長	日程第10 特定事件の付託について 各常任委員会及び議会運営委員会には、お手元に配布してありますとおり、次の定例会まで引き続き特定事件の調査研究を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、各常任委員会及び議会運営委員会には、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに決定いたしました。
議	長	以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
議	長	おはかりします。 これで、令和7年第3回和木町議会定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	これをもちまして、令和7年第3回和木町議会定例会を閉会いたします。

令和7年第3回（6月）定例会

お疲れさまでした。

閉 会 9 時 1 0 分